

大洲市総合福祉センター条例（抜粋）

（利用料金等）

第14条 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要であると認めたときは、後納とすることができる。

2 前項の利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入として収受させることができる。

3 指定管理者がセンターの管理を行うことができないときは、前2項の規定にかかわらず、利用者は別表に定める額を超えない範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、後納とすることができる。

4 前項本文の場合における次条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

（利用料金の還付）

第16条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき。・・・10割
- (2) 利用者が、利用の日から起算して10日前までに変更又は中止を届け出たとき。・・・5割
- (3) 指定管理者が、管理上特に必要があると認め、利用の許可を取り消したとき。